

一般社団法人 アドバンスト・ビジネス創造協会定款

平成 27 年 6 月 16 日制定

第1章 総則

(名称)

第 1 条 本社は、一般社団法人アドバンスト・ビジネス創造協会（英文名 Advanced Business Creation Association：略称 [ABC 協会]）と称する。

(事務所)

第 2 条 本社は、主たる事務所を東京都品川区に置く。
2 本社は、理事会の決議を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第 3 条 本社は、ビジネスモデル変革、イノベーション、グローバル化、及び新規ビジネス・新規サービスの創出等の支援、並びにプロジェクトの推進を通じて、組織の競争力を強化し、もって我が国の産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)ビジネスモデル変革、イノベーション、グローバル化、及び新規ビジネス・新規サービスの創出等に関する研修、コンサルティング及び支援活動
(2)前号に係る情報システムの研修、アセスメント、コンサルティング及び支援活動
(3)社会的に意義のあるプロジェクトの支援及び実施
(4)前各号に関連する情報の収集と提供、調査研究、及び普及啓発
(5)関係機関との交流、協力、及び関係機関への提言と要望
(6)前各号に付帯関連する事業

第2章 会員

(種別)

第 5 条 本社の会員は、正会員、賛助会員及び準会員とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）」上の社員とする。
2 正会員は、本社の目的に賛同して入会する法人とする。
3 賛助会員は、本社の目的に賛同して入会する個人とする。
4 準会員は、本社の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体とする。

(入会)

第 6 条 本社の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2 法人会員は、法人の代表者として「会員代表者」を定め、会長に届け出なければならない。
3 法人会員は、「会員代表者」を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、社員総会において別途定める「入会金及び会費等に関する細則」の入会金及び会

費を納入しなければならない。

(退会)

- 第 8 条 会員が本団を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 法人又は団体が解散し又は破産したとき、個人が破産したとき
 - (2) 会費を納入せず、催促後なお会費を 6 カ月以上納入しないとき
 - (3) 正会員総数の 3 分の 2 以上の同意があるとき

(除名)

- 第 9 条 正会員又は賛助会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議を得て、これを除名することができる。
- (1) 本団の定款又は規則に違反したとき
 - (2) 本団の名誉をき損し、又は本団の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により正会員又は賛助会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 準会員の除名については、会長が決定し、直近の理事会へ報告する。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第 10 条 会員が第 8 条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本団に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本団は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 役員等

(役員及び定数)

- 第 11 条 本団に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3 人以上 30 人以内
 - (2) 監事 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を会長、3 人以内を副会長、1 人を専務理事、5 人以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員及び役付理事の選任)

- 第 12 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により選定する。
 - 3 監事は、本団又はその子法人の理事又は監事を、兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。）である理事の合計数が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに出席した正会員の議決権数の過半数の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 11 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(職務)

- 第 13 条 理事は、理事会を構成し、会長及び業務執行理事は法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。
- 2 会長は、本団を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。
 - 3 専務理事は、会長を補佐して、業務を総括する。
 - 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
 - 5 監事は、以下の職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本団の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第 14 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。
 - 3 第 11 条で定めた役員の員数が欠けた場合、役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第 15 条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議を得て、当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
 - (3) その他正当な理由が認められるとき
- 2 前項第 2 号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う社員総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

- 第 16 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、社員総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

(顧問及び参与)

- 第 17 条 本団に顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、本団の事業推進上必要と考えられた場合、会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べる。
 - 4 第 14 条第 1 項の規定は、顧問及び参与について準用する。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第 18 条 本社は、役員 of 法人法第 111 条 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 19 条 社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権能)

第 20 条 社員総会は、法令又はこの定款に別に定める事項を決議する。

(開催)

第 21 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の 5 分の 1 以上を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して理事に対し請求があったとき

(招集)

第 22 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 会長が招集する。

2 社員総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及び招集の理由及びその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開会の日の一週間前までに通知しなければならない。ただし、電子投票又は書面投票する場合は二週間前までに通知する。

3 前条第 2 項第 2 号の請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第 23 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 24 条 社員総会は、正会員の議決権の過半数の出席をもって成立する。

(議決権の個数及び決議)

第 25 条 正会員の社員総会における議決権は、各一個とする。

2 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権数の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 26 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、又は電磁的方法、又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。
(議事録)

第 27 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(種別)

第 28 条 本団に、理事会を置く。

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会において必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(権能)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開会の日の一週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

3 前条第 2 号の請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事会において、その構成員が会議の決議の目的である事項について提案した場合にお

いて、その提案について、議決に加わることのできる構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

- 第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 38 条 本社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

(資産の管理)

第 39 条 本社の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第 40 条 本社の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 41 条 本社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本社の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を得るとともに、当該事業年度の開始の日から 75 日以内に社員総会に報告するものとする。

- 2 第 1 項の規定による社員総会の決議を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行う。
- 3 前各項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 43 条 本社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第 44 条 本社は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第 45 条 本社の収支決算に差額が生じたときは、社員総会の承認を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第 46 条 本社は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期限が 1 年以内のものを除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の決議を得るものとする。

第 7 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 48 条 本社は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 49 条 本会社が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 本社の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 9 章 基金

(基金)

第 51 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の返還の手続)

第 52 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第10章 補則

(委員会)

第 53 条 本社は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第 54 条 本団に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第 55 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。